

高病原性鳥インフルエンザに対する 症候群サーベイランスを用いた広域 感染症対策の実例

すぎ 浦 弘 明¹⁾ まつ い ひろ み こ だま かず お
杉 浦 弘 明¹⁾ 松 井 浩 美²⁾ 児 玉 和 夫³⁾
ほり え たく し⁴⁾ ひら が みつ お おお くさ やす し⁶⁾
堀 江 卓 史⁴⁾ 平 賀 瑞 雄⁵⁾ 大 日 康 史⁶⁾

キーワード：高病原性鳥インフルエンザ，症候群サーベイランス，健康危機管理

要 旨

2010年11月29日安来市で発生した高病原性鳥インフルエンザに対して，県内で従前より実施されている外来受診サーベイランス，薬局サーベイランス，学校欠席者サーベイランス，救急車搬送サーベイランスの各症候群サーベイランスを用いて住民の健康危機監視が行われた。これらのサーベイランスの結果は毎朝，国立感染症研究所感染症情報センターにおいて解析され，その結果が島根県，出雲市，出雲医師会，出雲保健所の地域保健担当者へ配信され情報共有された。本稿では発生日の11月29日より鶏の移動制限が解除された12月27日までの状況を報告する。この期間のサーベイランスではパンデミックを示す所見は認められず，臨床的見地においても鳥インフルエンザによる住民への被害はなかった。今回示した複数の症候群サーベイランスを用いた健康危機管理は新興，再興感染症やバイオテロリズムに対しても有効と考えられ，今後全国での同様のシステムの拡大が望まれる。

はじめに

2010年11月29日朝，安来市の採卵鶏農場で5羽の死亡が確認され，H5N1 亜型（強毒タイプ）である高病原性鳥インフルエンザが発生した。翌日に島根県危機管理対策本部の設置と発生した農場

の飼養する鶏について家畜伝染病予防法に基づく鶏の処分と鶏の移動規制等の防疫措置が実施された。島根県健康福祉部は養鶏場従事者等の濃厚接触者について，健康確認と抗インフルエンザ薬の投与を実施した。一般住民に対しては30日から各保健所に健康相談の電話窓口が設置された。12月4日には県内の全医療機関に対して鳥インフルエンザの発生の報告とともに，疑い患者が発生した際の二類感染症としての保健所への連絡が要請された。これにより早急に鳥インフルエンザの人へ

Hiroaki SUGIURA et al.

1) すぎうら医院 2) 島根県教育委員会保健体育課

3) 児玉医院 4) 堀江医院 5) 出雲保健所

6) 国立感染症研究所感染症情報センター

連絡先：〒693-0002 出雲市今市町北本町2-8-3